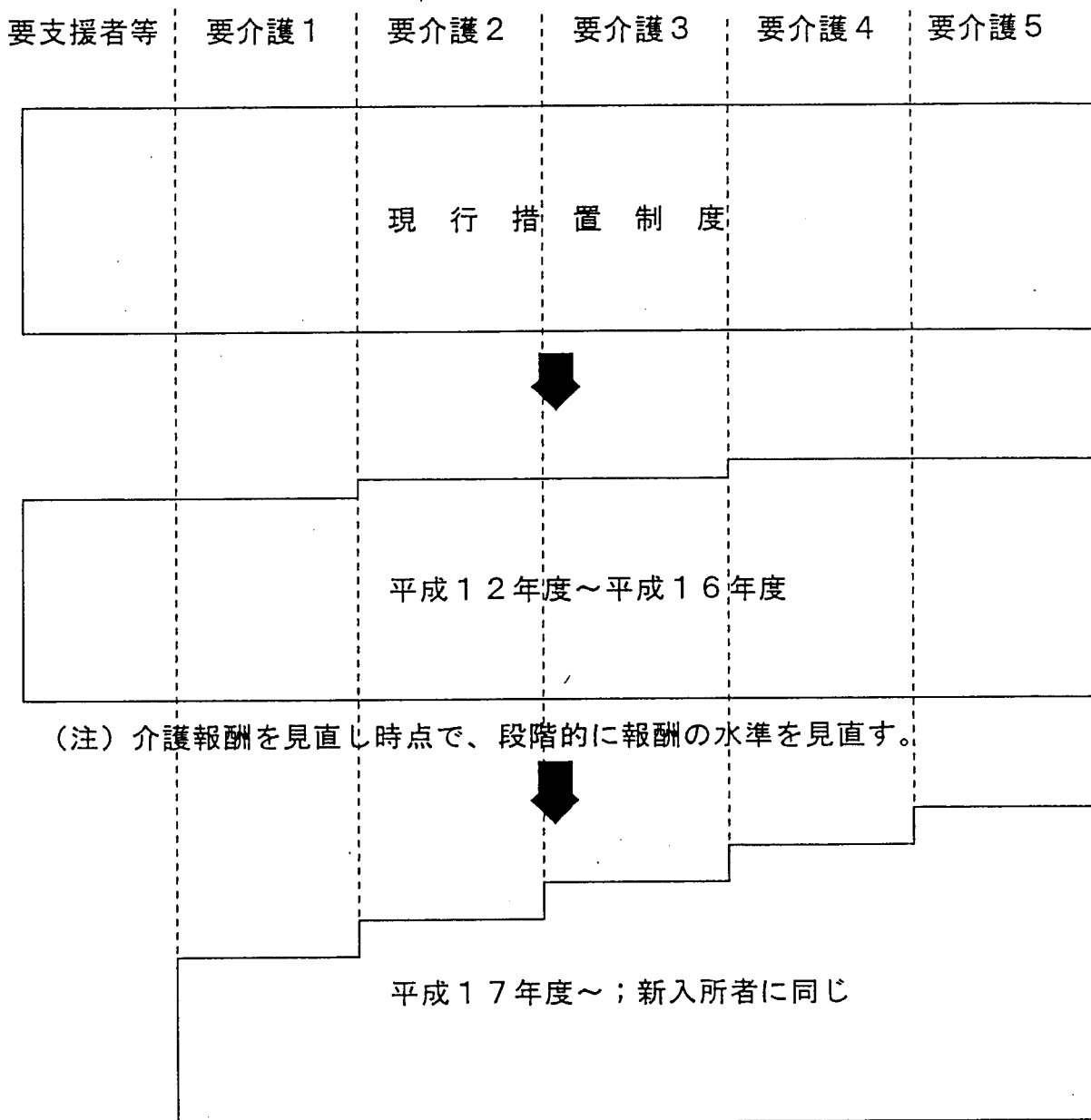


【特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置に伴う介護報酬設定のイメージとその構成要素】－たたき台－

○ 包括して評価する部分（地域差を勘案）



+

○ 入所時の食事の費用

- ・ 人件費等（栄養士＋調理員 [or委託費用]）
- ・ 食材費
- ・ 光熱水費
- ・ 食器・調理器具等の消耗品・備品
- ・ その他事務費等

+

○ 加算等

- ・機能訓練体制加算
- ・退所時の加算
- ・離島等の小規模加算
- ・常勤医師配置加算
- ・精神科医療養指導加算

【包括部分の設定イメージ】

	要支援等・要介護1	要介護2・3	要介護4・5
I (3:1)	点	点	点
II (3.5:1)			
III (4.1:1)			

- 注) ・ II は、III から I への移行促進のための措置
・ II (3.5:1)、III (4.1:1) の報酬は、時限的な措置とする。

1 基本的な取扱い

※ _____下線部分が、旧措置入所者にかかる介護報酬に関するもの
その他の事項については、介護老人福祉施設の報酬の考え方に同じ

- 報酬の単位
1日単位（現行措置費は、月単位）

○ 介護報酬の体系

・ この特例措置は、現行措置制度によって特別養護老人ホームに入所した高齢者について、その利益の保護を図りながら、介護保険制度への円滑な移行を目指す趣旨から設けられたものである。

・ したがって、特例措置に係る介護報酬の設定にあたっては、次のような観点からの検討が必要と考えられる。

(1) 旧措置入所者の利益保護の観点

旧措置入所者（特に、要介護認定で「自立」や「要支援」などとされた者）が不当に不利益な取扱いを受けることがないようにする観点から、介護報酬は、当初はできる限り要介護状態別の格差を設けない方が適当ではないか。

(2) 介護保険への円滑移行の観点

一方、5年後に介護保険へ円滑に移行するためには、平成17年度までの間に段階的に介護保険の本来制度に近づけていくような取扱いが必要ではないか。

(3) 特養の安定的運営の観点

また、この特例措置によって、特養の運営が不安定になったり、逆に、過大な利益が生じることがないようにすることが重要ではないか。

・ こうした趣旨を踏まえ、介護報酬については、要介護状態を3段階程度に包括するとともに、平成16年度末までの間にも段階的な見直しを行うことによいか。

2 各種加算の考え方

- 機能訓練に関する加算
専門の機能訓練指導員を配置し、機能訓練の提供体制が強化されている場合の加算を設けてはどうか。

- 退所時の加算
退所時に在宅生活（養護老人ホーム、ケアハウス等を含む）へ円滑に移行するために必要な在宅復帰のための訓練や地域等との連絡調整を行った場合の加算を設けてはどうか。

- ・ 同様に、退所時前後の入所者の在宅生活の場所へ訪問し、相談・援助を行った場合の加算を設けてはどうか。

○ 離島等の小規模施設に対する加算

離島、山村、過疎地域並びに大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域に設置されている小規模特別養護老人ホームの施設に対する運営面での加算を設けてはどうか。

※ 小規模施設については、加算で行わず、包括報酬に小規模型として加える手法も考えられる。

(2) 上記以外の加算

○ 常勤の医師を配置している場合の加算

入所者の健康管理及び機能訓練を行う上で、常勤の医師を配置して体制の強化を行っている場合に現行と同様の加算を設けてはどうか。

○ 精神科医の療養指導を行っている場合の加算

痴呆の高齢者等に対し、定期的（月2回）に精神科医による療養指導を行っている場合に現行と同様の加算を設けてはどうか。

3 その他の報酬面での評価

○ 入所者の生活の場としての保証に関する報酬

- ・ 外泊時や短期入院時における報酬

入所者の外泊や短期間の入院（検査入院等を含む。）をした場合の生活支援に要する経費や設備維持に関する経費に相当する部分を報酬上評価してはどうか。

- ・ 短期的な入院以外の場合であって、3ヶ月を超えない入院の場合については、再入所時のベッドが確保できるよう介護報酬面で配慮してはどうか。

- ・ 再入所時に、その前後の入所者に対する各種の援助等を行うなどの手間を勘案した加算を設けてはどうか。

○ 入所定員に関する考え方

現行措置費のような入所定員別（29区分）の費用の額でなく、特別養護老人ホームの現状を踏まえ、標準的な定員実態をベースとした単一の報酬としてはどうか。

○ 介護職員の夜間の勤務体制等に対する報酬上の評価

夜間の介護サービスの体制及び防災上の安全等を確保するため、現行と同様の介護職員の勤務体制等について、入所者数に応じた一定の配置要件を設けるべきではないか。

○ 利用者負担については、介護費分と食費分との合計額が現行の措置に要する費用の徴収額を大きく上回ることがないように、介護費に係る利用者負担の割合に関し、段階的な激変緩和措置を講じることでよいか。

(参考)

特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の概要

介護保険法の施行の日（平成12年4月1日）において特別養護老人ホームに入所している者（「旧措置入所者」）については、5年間に限り、「要介護」と認定されなかった者も含めて、介護保険給付の対象とし、介護報酬、利用者負担等に関する特例を適用する経過措置を設けている（介護保険法施行法第13条）。

※ なお、この経過措置は、特別養護老人ホームの入所の措置をそのまま継続するものではない。すなわち、特別養護老人ホームの入所の措置は、介護保険法の施行の日において当然に効力を失い、引き続き当該特別養護老人ホームに入所する旧措置入所者は、その旨の契約を当該特別養護老人ホームとの間で締結することとなる。

1 保険者

特別養護老人ホームの入所の措置を採った市町村

※ この取扱いは、引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間（当該特別養護老人ホームに継続して他の介護保険施設に入所することにより当該他の介護保険施設の所在する場所に順次住所を有するに至った旧措置入所者にあつては、当該他の介護保険施設に継続して入所している間を含む。）は、適用される。

2 要介護認定

「要介護」と認定された者のほか、「要介護」と認定されなかった者も「要介護」とみなして、施設介護サービス費を支給。

※ この取扱いは、5年間に限り、引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間（指定の取消し等のやむを得ない事由により、他の特別養護老人ホームに継続して入所している間を含む。）は、適用される。

3 介護報酬

次に掲げる額の合計額

① 介護費

← 介護の必要の程度等を勘案して算定される平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定。

② 食費

← 平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定。

※ この取扱いは、5年間に限り、適用される。

4 利用者負担

次に掲げる額の合計額

① 介護費分

= 所得の区分ごとに0%～10%において厚生大臣が定める割合

② 食費分（「特定標準負担額」）

= 平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額（所得の状況等を斟酌して厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）

※ この取扱いは、5年間に限り、適用される。